

新たな過疎対策法「過疎地域持続的発展支援特別措置法（仮称）」に関する意見書

沖縄県の過疎地域は、その多くが小規模な離島や本島北部の山間地に存在しており、昭和55年制定の「過疎地域振興特別措置法」等に基づく過疎対策事業の実施により、道路やごみ処理施設等の生活基盤の整備などに一定の成果を上げてきた。

しかしながら、過疎地域においては、依然として市街地への人口流出に伴う若年者の減少及び高齢化により、地域活力の減退が懸念されるほか、公共施設の老朽化対策や統廃合、地域医療の確保等解決すべき多くの課題がある。

また、本県の過疎地域の多くは小規模な離島であり、生活及び行政コストが割高となる条件不利性を抱えるほか、概して人口規模も小さく財政基盤も脆弱であるため、今後の過疎対策においても国の強力な支援が必要である。

さらに、過疎対策に係る法律の適用が他都道府県よりも10年遅れたため、本県の過疎地域市町村における過疎対策は道半ばであるほか、過疎地域の指定要件に関連する人口構造が、沖縄戦で失われた世代の影響を受ける事情を抱えている。

県土の半分以上を占める過疎地域が、国土の維持、自然環境の保全、癒やしの場の提供など多面的・公益的な極めて重要な役割を果たす中、本県の過疎地域が持続可能で多様性と包摂性のある地域社会を構築し、住民の安心な暮らしを維持するための対策が引き続き必要である。

よって、本県議会は、新たな過疎対策法の制定において下記の事項を措置するよう強く要請する。

記

- 1 現行の過疎地域市町村が、持続可能な地域社会を構築できるよう、新たな過疎対策法における過疎地域を定める指標のうち、人口減少率について、人口の絶対数や財政力指数、離島などの地理的な条件に応じて特別な配慮をすること。
- 2 現行法下の合併市町村においても、旧過疎地域から市街地への人口流出により人口格差が広がっていることから、過疎対策事業を円滑に実施できるよう、市町村の廃置分合等があった場合の特例を引き続き設けること。
- 3 過疎地域市町村が、自立促進及び同地域が有する可能性の実現による発展を図るための事業を着実に実行できるよう、過疎対策事業債及び各種支援制度の維持・拡充を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年7月28日

沖 縄 県 議 会

衆議院議長	宛て
参議院議長	
内閣総理大臣	
総務大臣	
財務大臣	
農林水産大臣	
国土交通大臣	
沖縄及び北方対策担当大臣	